

池田市図書館情報システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

この実施要領は、「池田市図書館情報システム」を更新するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する経験や実績、企画、提案力などを総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 業務名

池田市図書館情報システム更新に係る業務

(2) 業務内容及び評価対象項目

	契約内容	企画提案 評価範囲
a	図書館情報システム構築 にかかるハードウェア・ ソフトウェア等の調達及 び構築業務 ①システム構築にかかるハードウェア及びソフトウェア等 ②システムの設計・構築 ③システムの正常動作に必要な設定・導入等の作業 ④現行システムデータの移行（現行システムデータの抽出 を含む） ⑤システムの運用及び業務に必要な手順書の作成及び導入 時の操作研修の実施	対象
b	図書館情報システム利用に必要なデータセンター利用料	対象 (60 か月)
c	図書館情報システム運用保守業務	対象 (60 か月)

※詳細は「池田市図書館情報システム更新に係る公募型プロポーザル仕様書」を参照すること。

※a システム関連機器及び構築・導入業務についてリース事業者を入札により決定し、別途契約を結ぶ。

※b 及び c については本市と導入事業者が直接契約を結ぶ。

(3) 履行期間

a システムの構築・導入

契約締結日から令和6年12月28日（土）まで

b システム利用・保守

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(4) 提案上限額（60 か月総額）

99,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、構築、リース、システムの利用及び保守の費用を含む。

3 参加資格

(1) プロポーザルの提案資格は、参加申込書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 令和6年度池田市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 池田市暴力団の排除に関する条例（平成 23 年池田市条例第 20 号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - カ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 令和 3 年度以降に元請けにて国、地方公共団体が発注するクラウド（SaaS）型の図書館情報システム構築業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 情報セキュリティ管理に係る認定（プライバシーマークの許諾番号、ISMS の認証登録番号等）及び品質管理に係る認定（ISO9001 の認証登録番号等）を取得していること。

4 プロポーザルの日程

内 容	日 程
募集公告及び資料配布	令和 6 年 7 月 1 日（月）から
実施要領等に関する質問期間	令和 6 年 7 月 1 日（月）から 令和 6 年 7 月 5 日（金）
質問に対する回答期限	令和 6 年 7 月 10 日（水）
応募資料の提出期限	令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 5 時まで
企画提案を審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 7 月下旬
プロポーザル結果通知	令和 6 年 8 月上旬
電算機器の入札及び契約締結	令和 6 年 8 月下旬

5 提出書類及び部数について

プロポーザルの応募資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能である。

	提出書類	内容等	提出部数
参加表明に関するもの	参加申込書（様式1）		正本1部
	会社概要（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット可。 取得している資格（プライバシーマーク資格取得証明書、ISO9001及びISO27017の認証登録番号）が確認できる書類の写しを添付すること。 	
企画提案に関するもの	受注実績書（様式2）	令和3年度以降に、クラウド（SaaS）型の図書館システムを導入した実績について記載すること。	正本1部 副本9部
	企画提案書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準表（別表）に基づき、表紙を含め50ページ以内で作成すること。 表紙には「池田市図書館情報システムの更新に係る公募型プロポーザル企画提案書」、「提出年月日」を記載し、正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。 	
機能要件に関するもの	システム機能要件一覧（様式3）	同内容を保存したCD-R（1枚）を合わせて提出すること。	
	データセンター設備要件一覧（様式4）		
	クラウドサービス要件一覧（様式5）		
提案価格に関するもの	見積書（様式6）	<ul style="list-style-type: none"> 正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。 様式6に見積金額を記載し、計上した費用の積算根拠を添付すること。（任意様式） 	

6 提案書の作成及び記載上の留意事項

（1）提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、本市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、業務仕様書及び本市が提示する資料に基づき、協議のうえ開始することとする。

（2）提案書記載上の留意事項

- ア 簡易なA4ファイルで提出すること。
- イ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ウ 視覚的表現については、文章を補完する目的において使用すること。
- エ 設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
- オ 提案書の書類サイズは原則A4判とし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、

図表等では他のポイントを使用してもよい。

カ 各書類の下段余白中央にページ番号を付すこと。

7 提出期限

令和6年7月17日（水）午後5時まで（必着／郵送可）

8 辞退

参加申込書を提出後、辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和6年7月19日（金）午後5時までに持参又は郵送すること。

9 質問及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質問書（様式8）を提出すること。

（1）受付期間：令和6年7月1日（月）から令和6年7月5日（金）午後5時まで

（2）提出方法：電子メールで下記アドレス宛に提出すること。

メールアドレス tosyo@city.ikeda.osaka.jp

（3）回 答：令和6年7月10日（水）までに、池田市ホームページにて回答

10 企画提案審査（プレゼンテーション）

（1）審査方法

池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会において、企画提案書及びこれに基づくプレゼンテーションの審査を行い、各委員の評価点の総合計点数が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

ただし、審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、受託候補者として認めない。また、参加者が1社のみであった場合でも審査は実施する。

（2）プレゼンテーション審査

①実施日時：令和6年7月下旬予定

詳細な実施日時については、各参加者個別に別途通知する。

プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

②実施場所：池田市立図書館（詳細は、別途通知する）

③所要時間：準備10分以内 プレゼンテーション20分 質疑・応答15分

④プレゼンテーションを行う者：5人以内

⑤その他

（ア）パソコン使用の場合は、参加者がプロジェクター等の機材を持参するものとし、スクリーンは本市が用意する。

（イ）インターネットを使用する場合は、参加者自身が用意すること。

11 審査結果通知

（1）審査結果については、全ての企画提案審査参加者に電子メールにて令和6年8月上旬に通知する。

（2）企画提案方式による契約予定者の選定における公平性及び透明性を高めるため、池田市ホームページに結果を公開する。

（3）審査の結果についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申し立ては認めない。

12 契約について

- (1) 選定された受託候補者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、契約内容及び契約金額については、協議の結果、採択された企画提案と変更が生じることがある。
- (2) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者と協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。

13 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ・本要領3の参加資格要件を満たしていないと判断される場合、又は契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・見積額が提案上限額を超えている場合
 - ・プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した場合
 - ・選考の公平性を害する行為があった場合
 - ・前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合
- (2) 本プロポーザルに関して参加者が必要とした経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。また、提出書類は事業者選定の目的のために使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 提出書類については、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 企画提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、池田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

14 提出・問い合わせ先

池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 図書館（池田市立図書館）
〒563-0048 大阪府池田市呉服町1番1号 サンシティ池田3階
電話：072-751-2508 メール：tosyo@city.ikeda.osaka.jp

池田市図書館情報システム更新に係る公募型プロポーザル審査基準表

(別表)

1. 審査配点

評価項目	主な評価の視点	小配点	配点
1. 提案概要	信頼できる企業・体制か。	20	40
	他の自治体において同種の業務についての実績はあるか。	20	
2. 提案システム システムの構成・性能について	システムの特徴及び導入効果は明確か。	20	100
	貸出・返却処理・検索操作等はわかりやすいか。	20	
	多様な利用者を想定し、利便性が考慮されているか。	20	
	継続使用するIC機器との連携が考慮されているか。	20	
	・ホームページは利用者にとって見やすく、使いやすい機能になっているか。 ・職員が更新しやすい工夫がされているか。	20	
3. ネットワークとセキュリティ	・ネットワーク構成は本市の環境を理解した提案となっているか。 ・データセンターのセキュリティ対策は十分か。	20	20
4. 導入構築作業	仕様書通りの納期を遵守できるような提案・構築になっているか。	20	60
	市側の作業負担軽減について考慮されているか。	20	
	データ移行の安全性、信頼性は十分か。	20	
5. 運用保守サポート	サポート体制は十分か。	20	60
	保守期間において定期的に機能追加が行われる仕組みになっているか。	20	
	障害発生時に迅速に対応できるか。	20	
6. その他（追加案件）	本市図書館にとって有益な提案となっているか。	20	20
7. 機能仕様（要望）	要求機能要件は満たされているか。 ※(様式3)システム機能要件一覧 (様式4)クラウドサービス要件一覧 (様式5)データセンター設備要件一覧 により評価を行う。 【得点基準】 ①対応可(○)・・・5点 ②一部対応可(△)・・・3点 ③対応不可(×)・・・0点 【計算式】 評価点=得点/満点×配点(50点) ※小数点以下第一位切り捨て	50	50
8. 見積金額	本業務の実施において妥当な金額か。 【提案上限額に対する見積額】		50
	①70%～95%未満	・・・50点	
	②95%以上もしくは 50%～70%未満	・・・30点	
	③50%未満	・・・10点	
合 計			400

2. 評価方法

全評価項目について、A・B・C・Dの4段階で評価し、以下の評価係数を小配点に乗じて得点を算出する。なお、企画提案書等に記載のない項目は0点とする。

評価点	評価基準	評価係数
A	優れている	1.0
B	平均的な内容である	0.6
C	やや不十分	0.3
D	不十分	0